

議題 1

育成就労制度を見据えた技能実習制度の試験内容の見直し

令和8年4月7日
規制改革推進会議

働き方・人への投資ワーキング・グループ 資料



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

技能実習制度から育成就労制度への見直し

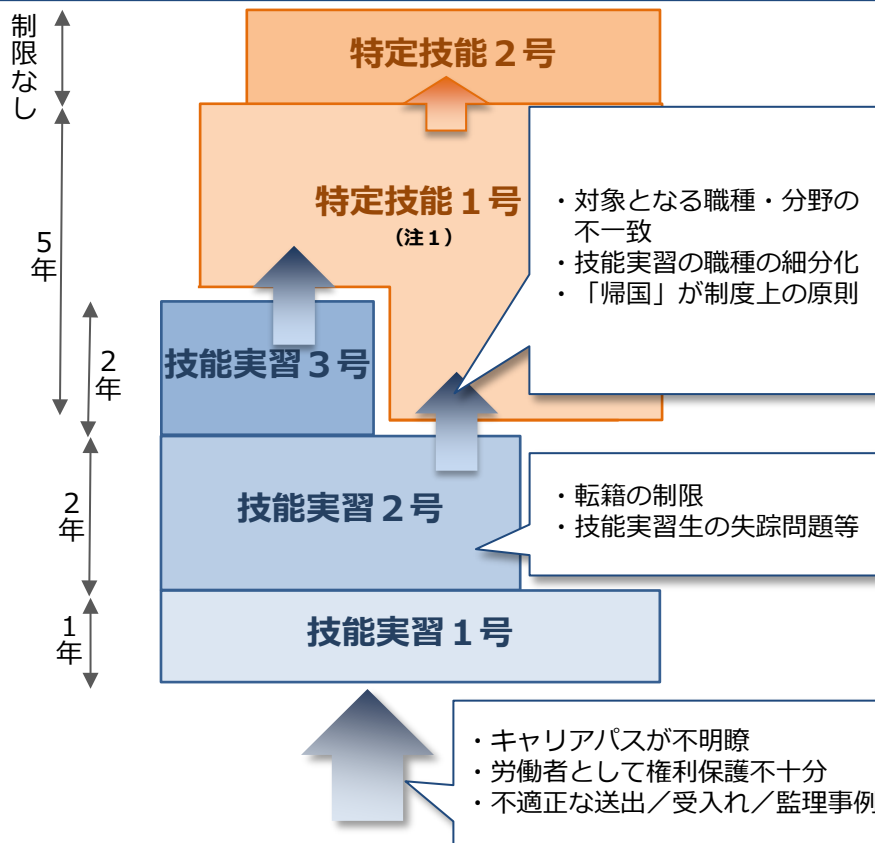
- 対象となる分野・職種について特定技能制度と育成就労制度で一致させ、キャリアアップの道筋を明確化
- 育成就労制度の技能評価試験について、1年目試験は合格を必須とせず、受験のみ義務とする規制緩和
- 従事できる業務の柔軟化

技能実習制度: 必須業務(全業務の2分の1以上)、関連業務(全業務の2分の1以下)、周辺業務(全業務の3分の1以下)

育成就労制度: 必須業務(全業務の3分の1以上)

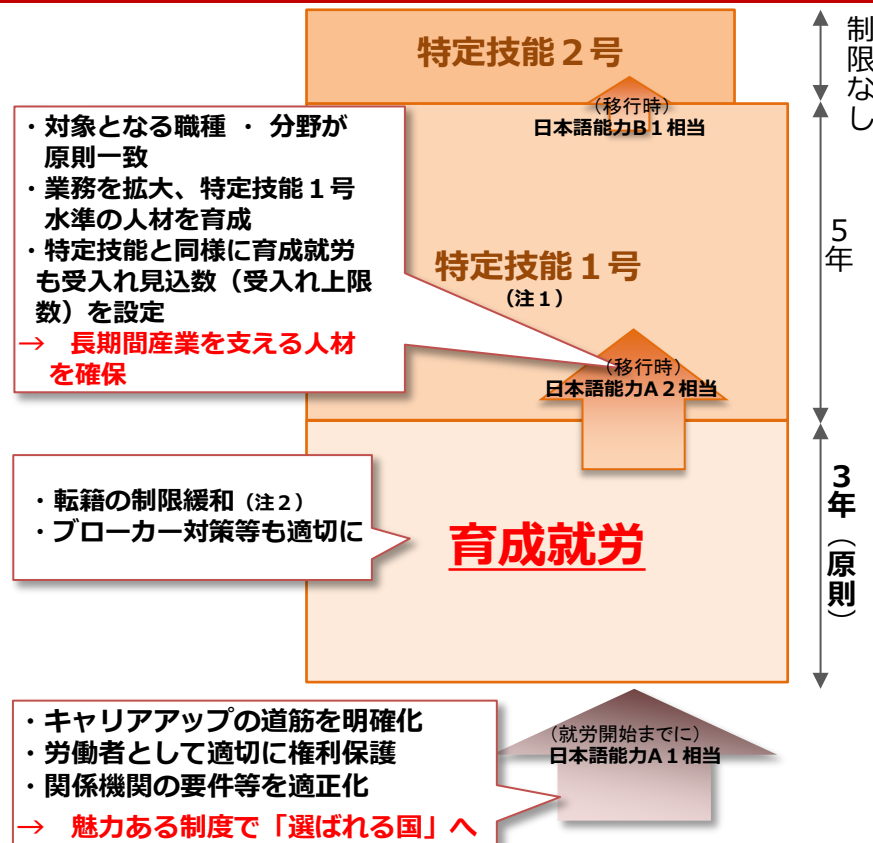
技能実習制度

根拠法: 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
 制度目的: 国際貢献のため開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度



育成就労制度

根拠法: 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
 制度目的: 我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する制度



(注1) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注2) 以下の要件を満たす場合に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。

- ① 同一機関での1~2年(分野ごとに設定)の就労期間 ② 1年目技能評価試験及び一定水準以上の日本語能力試験の合格 ③ 転籍先が適切と認められる要件

- 専門家会議において職種追加の要否、技能評価試験の内容の適正性、試験実施実績を確認
- 専門家会議での議論の前に業界内において有識者の意見を踏まえて技能評価試験案を作成

1. 職種追加を行おうとする業界団体（試験実施機関）の事前準備

参考：技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領

- 業界内の合意を形成する
- 業所管省庁へ相談、内諾を得る
- 海外の実習ニーズを把握する（複数の送出し国の行政機関等からの要望書の入手）
- 実習生に修得等させようとする技能等を整理する → 技能実習計画の審査基準案、技能実習評価試験案の作成
- 技能実習計画の審査基準案、技能実習評価試験案の作成に当たっては、学識経験者、実務担当者等の有識者からのヒアリングを実施
- 厚生労働省海外人材育成担当参事官室から業所管省庁へ同意の照会、回答を得る（文書）

2. 専門家会議（※）の開催 及び パブリックコメントの実施

※ 厚生労働省人材開発統括官が参集する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」

- **専門家会議の開催①** 業界団体から、追加しようとする職種の概要等を説明する
（→ 追加方針が了承されない場合は、再度、専門家会議で議論）
- 追加方針の了承後、主務省庁（法務省・厚生労働省）において、職種・試験実施機関等を定める技能実習法施行規則の改正案について、パブリックコメント（パブコメ）を実施する
- **専門家会議の開催②** パブコメの結果を踏まえ、業界団体から、審査基準案、評価試験案（試験基準、採点基準等）を説明する
（→ 審査基準案、評価試験案について認定基準への適合が確認できない場合は、再度、専門家会議で議論）
- 業界団体において、試行試験を実施する
- **専門家会議の開催③** 試行試験の結果を踏まえ、業界団体から、試行試験結果、結果を踏まえた対応を説明する
（→ 了承されない場合は、再度、専門家会議で議論）

3. 認定申請書等の提出 及び 技能実習法施行規則の改正等

- 専門家会議の了承後、業界団体は認定申請書等を提出し、厚生労働省において技能実習評価試験の認定、審査基準の決定、主務省庁において技能実習法施行規則の改正を行う
※ 職種固有の事情に基づく独自の要件を課す必要がある場合には、業所管省庁において大臣告示を策定する

4. 専門家会議による実施状況の確認

- 専門家会議において3年に一度を目処に実際に使用した試験問題、合格率、受験料などを確認

育成就労制度の分野追加・技能評価試験作成の手続きの流れ

- 特定技能制度及び育成就労制度では分野追加等と技能評価試験の適正性の評価とを一体的に検討
- 有識者会議では分野追加等について、専門家会議では技能評価試験の適正性について検討・議論
 - ※技能評価試験案の作成の際の業界内での有識者からのヒアリング、専門家会議における実績確認等の流れは技能実習制度と同様
- 育成就労制度では、分野所管省庁が試験実施機関と連携し試験問題案を作成するなど分野所管省庁の関与を強化。また、合格率については特定技能試験に倣い毎年公表する予定。

設置目的

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

改正入管法及び育成就労法に基づき、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の作成に当たって有識者から意見を聴取することを目的とする会議。

特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議

「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針を定めるに当たって、両制度の技能評価に関する方針や試験等の適正性等を検討し、有識者会議に検討結果を報告することを目的とする会議。

構成

有識者会議

- 役割**
- ・基本方針(案)、分野別運用方針(案)に係る検討・議論
 - ・各分野所管省庁等へのヒアリング
 - ・関係閣僚会議への意見提出等

- 構成員**
- 座長1名、委員13名(計14名)
 学者(経済学、労働法・労働政策、職業能力開発関係、社会人口学)、労使団体、弁護士、その他関係者(支援関係、地方公共団体、実務家)

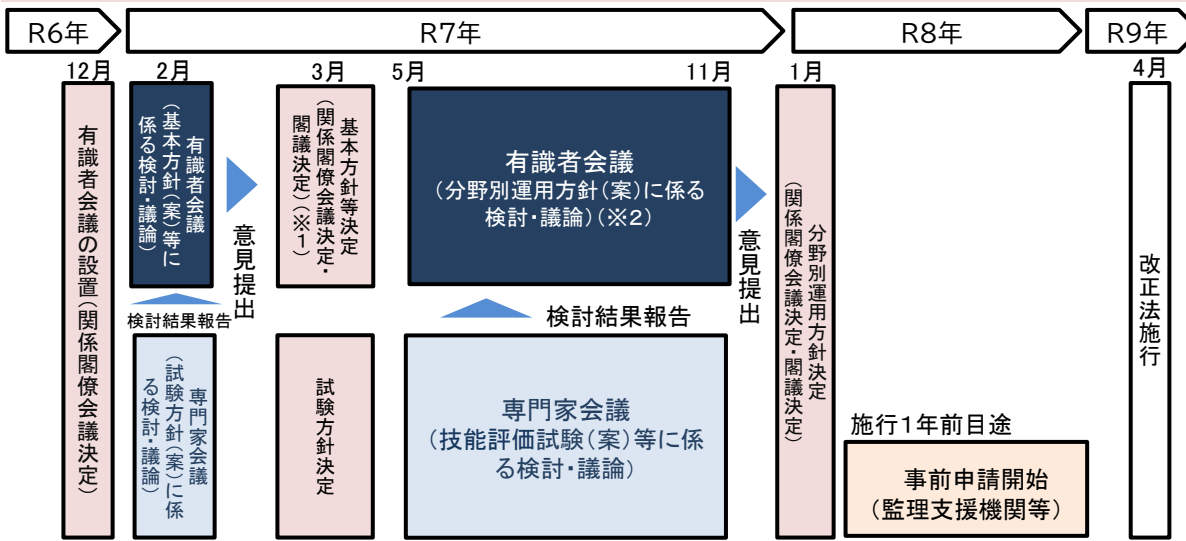
検討結果報告

専門家会議

- 役割**
- ・技能評価に関する方針(案)や試験(案)等に係る検討・議論
 - ・各分野所管省庁等へのヒアリング
 - ・有識者会議への検討結果報告

- 構成員**
- 座長1名、委員7名(計8名)
 学者(職業能力開発関係)、実務家(職業能力開発関係)、労使団体

スケジュール



- 座長** 花山 英治(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校基盤ものづくり系電子回路ユニット教授)
- 座長代理** 堀 忠弘(中央職業能力開発協会技能検定部長)
 市田 知子(明治大学農学部教授)
 漆原 肇(日本労働組合総連合会労働法制局局長)
 後藤 純子(共立女子大学家政学部教授)
 佐久間 一浩(全国中小企業団体中央会事務局次長)
 武雄 靖(ものづくり大学技能工芸学部教授)
 藤波 美帆(千葉経済大学経済学部教授)

育成就労制度における対象職種の大括り化①

- 技能実習制度では、92職種169作業に対し、169種類の技能を評価する試験を実施していたが、育成就労制度では、漁業や水産加工等において、試験の大括り化を行うこと等により、146種類に集約した。
※育成就労制度では別途新たに26種類の技能を評価する試験を新設予定。
- 試験の大括り化等試験の実施単位の見直しについては、分野所管省庁が業界団体等から業界の実情を把握しつつ、業界の実情を踏まえた上で決定している。

育成就労制度における育成イメージ（漁業分野 漁業区分）

第6回有識者会議(令和7年8月4日)資料1-3抜粋

特定技能1号の技能水準
(相当程度の知識又は
経験を必要とする技能)

漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等を行うことができる。

↑ 特定技能1号評価試験に合格

育成イメージ	技能実習2号移行対象職種・作業(※)を大括り化する形で漁業(業務区分全般)を主たる技能として設定し育成・評価 ※かつお一本釣り漁業、ひき網漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、延縄漁業、定置網漁業、刺し網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業
2～3年目	漁労機器等の操作や操業の工程に関し、監督者の指示に基づいて漁労行為を幅広く行えるようになる。
1年目	漁労機器等の操作や操業の工程に関し、監督者の指示に基づいて基本的な漁労作業が行えるようになる。

業務工程

出港準備



網の準備

- 操業に必要な道具(竿、網、籠等)の準備、整理・整頓作業
- 漁労機器の点検
- 安全確認作業(出航前点検)
- 漁具・船用品等の積み込み作業

操業準備



保護具・安全装置の装着



GPS操作

- ライフジャケット、ヘルメットやカッパの着用
- GPSによる漁場の確認やソナー、魚群探知機による魚群の探査
- 漁具・漁労機器の準備

操業



漁労機器の操作



魚汲み作業

- 漁労機器の操作及び漁労作業(投縄・投網・釣り)
- 漁獲物の取り込み(魚汲み)作業
- 整理・整頓、清掃作業

必須業務

*赤文字は主に2～3年目に行う作業

漁獲物の処理



水による鮮度保持



漁獲物の選別

- 神経切断や脱血、内臓除去作業、氷蔵処理
- 漁獲物の種類分け、サイズ分け等の選別作業

水揚げ



ウインチによる水揚げ



水揚げ作業

- 帰港後の水揚げ作業
- 運搬、陳列作業
- 船体の清掃・保守管理

育成就労制度における育成イメージ（飲食料品製造業分野 水産加工区分）

第6回有識者会議（令和7年8月4日）資料1-3抜粋

特定技能1号の技能水準 （相当程度の知識又は経験を必要とする技能）	指導者の指示を理解し、原料の判別、洗浄、処理、最終形態への加工処理、製品仕上げ、品質判別までの一連の作業に従事できること。
---	---

↑ 育成就労評価試験（専門級）に合格（注）

育成イメージ	技能実習2号移行対象職種（※）を大括り化する形で必須業務を設定し育成・評価（注） ※節類製造、加熱乾製品製造、調味加工品製造、くん製品製造、塩蔵品製造、乾製品製造、発酵食品製造、調理加工品製造、生食用加工品製造
2～3年目	1年目で行う作業に加えて、加工処理作業において加工度の高い処理（2次加工：フィレ等）ができるようになる。また、製造作業において品質管理基準に沿ったHACCPシステム（重要管理点（CCP）を設定し、そのモニタリングと管理記録・改善（是正）措置を行うこと）に基づく温度や時間、加工状況の確認、製品の品質判別作業が行えるようになる。
1年目	指導者の監督下でHACCPシステムに基づく、衛生管理作業、判別・洗浄、加工処理（1次加工：ドレス等）作業が標準作業書通りに行えるようになる。

注）上記のほか、水産練り製品製造については、技能実習制度同様技能検定を活用した育成・評価を行うことも認める。



○ 技能実習制度では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において「受検手続支援サイト」を設置し、本サイトを通じて受検日・場所の調整、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげている。

※過去問については各試験実施機関がHPで公表している。

○ 育成就労制度においても、受検手続支援サイトと同様のサービスを継続する予定。

○ 一方、受検申請受付事務など(下記⑤)は、試験実施機関(業界団体)や分野所管省庁が業界の状況を踏まえて実施。ペーパーレス・オンライン化は費用がかかるため、試験実施機関(業界団体)や分野所管省庁が、必要な費用負担や受検料への影響を考慮して対応を検討することとなる。

受検手続支援サイトの概要

監理団体等

- ・ 受験者情報登録
- ・ 個人情報の第三者への提供の同意書登録

①支援の申請

②承認

③希望受検日・場所入力

⑦合否結果の確認



④閲覧可能

⑥合否結果の入力

試験実施機関

⑤監理団体等から試験実施機関への受検申請・受検料の支払い等

※ 1 受検手続支援を受ける場合は、あらかじめ技能実習生本人による、個人情報の取り扱いに係る同意書が必要。

※ 2 機構による受検支援の申請時期

第1号技能実習：認定を受けたら速やかに（遅くとも技能実習修了の6か月前まで）

第2号・第3号技能実習：認定を受けたら速やかに（遅くとも技能実習修了の12か月前まで）

技能検定制度の概要

○技能検定制度は労働者の有する技能の程度を検定・公証する制度として昭和34年から実施しており、平成5年からは、技能実習制度における習得した技能等の認定にも活用

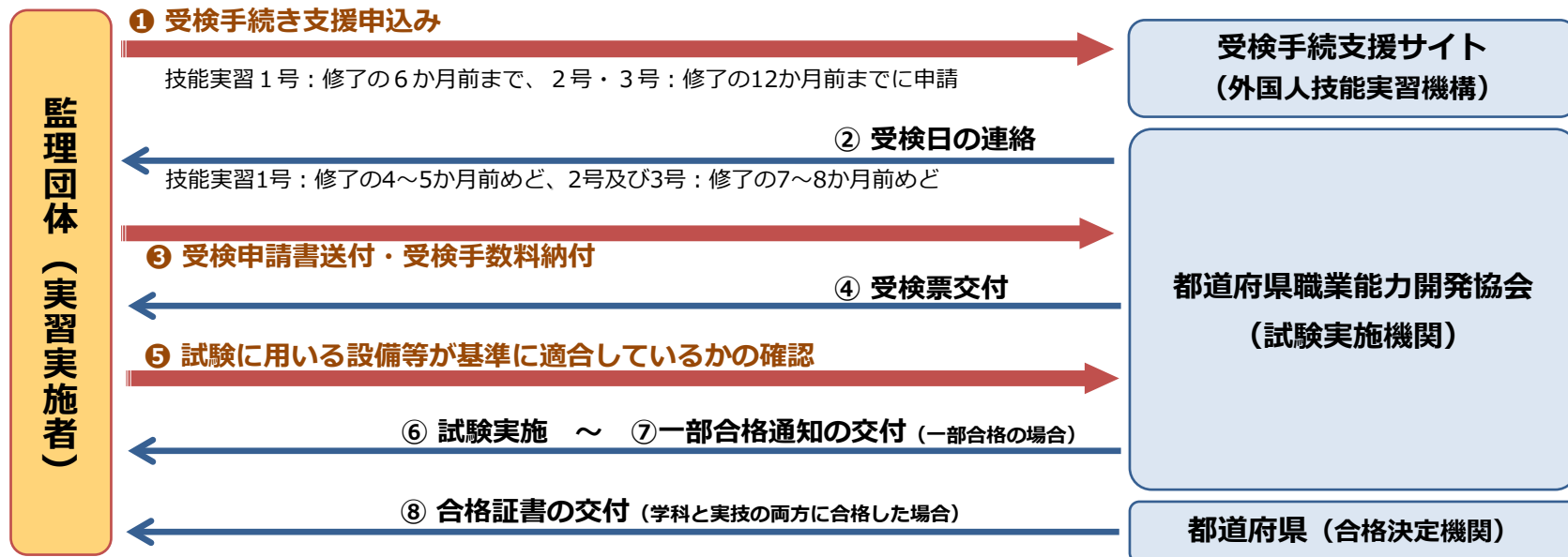
<実施体制>

- ・都道府県知事が実施する職種：(試験問題の作成)中央職業能力開発協会、(試験事務の運営)都道府県職業能力開発協会
- ・指定試験機関が実施する職種：(試験問題の作成、試験事務の運営)どちらも指定試験機関

1. 概要

- 技能検定は、**労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度**であり、**労働者の技能と地位の向上を図ることを目的**に、職業能力開発促進法に基づき**昭和34年から実施**している。**平成5年からは、技能実習制度における習得した技能等の認定に活用**されている。
- 技能検定は、厚生労働大臣が定める技能検定実施計画に従って、**都道府県知事が実施する検定職種（自治事務）と指定試験機関が実施する検定職種**がある。都道府県知事が実施する職種の**試験問題等の作成は中央職業能力開発協会が行い**、技能検定受検申請書の受付、**試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行う**。指定試験機関が実施する場合は、試験問題等の作成及び試験の実施等の業務は、指定試験機関自らが行う。
- 技能検定は、検定職種ごとに実技試験及び学科試験によって実施され、両方に合格することで、「技能士」という名称を用いることができる。

2. 受検申請から合格証書交付までの流れ（都道府県知事が実施する検定職種の場合）



※指定試験機関が実施する検定職種については、指定試験機関が試験実施及び合格決定の両方を担う。

- 試験問題等は、検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者が作成
- 定期的に、都道府県職業能力開発協会等に「試験問題と実務の乖離」について調査を実施し、試験問題等作成時に検討
- 今後、技能実習生等が受検する随時試験については、優先的に検討し、必要に応じて試験問題等を見直す

1. 試験問題等の作成について（都道府県知事が実施する検定職種の場合）

技能検定試験問題は、**中央技能検定委員**（中央職業能力開発協会が「技能検定に関し高い識見を有する者であって、**当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者**」として選任）が、**中央技能検定委員会において作成**する。

＜中央技能検定委員の選任基準＞

- ① 当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者であって、**当該検定職種（作業）に関し実務の経験又は教育訓練を行った経験を通算13年以上有する者（技能系）**
- ② **事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、製造部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者（技術系）**
- ③ 短期大学以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練又は指導員養成課程若しくは高度養成課程の指導員養成訓練において、当該検定職種に関する学科又は訓練科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種に関し10年以上の学識経験を有する者（学識系）
- ④上記①、②又は③に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

2. 試験問題と実務の乖離の把握

中央職業能力開発協会は、定期的（年2回程度）に、都道府県職業能力開発協会及び都道府県技能検定委員に対し、「**実技試験の内容が現場の技能と乖離していると思われるもの**」に関して調査を行い、**その結果を中央技能検定委員会において検討**している。

＜調査項目＞

- ①職種名、②作業名、③等級、④試験区分、⑤**実技試験の内容が現場の技能と乖離していると思われる点**、⑥改善案（実技試験に取り入れたほうがよいと思われる課題や経費削減案等をできるだけ具体的に）、⑦その他、現状の課題に関するご意見・ご要望

3. 「実務との乖離」への対応について

今回のご意見を踏まえ、技能実習生等が受検する随時試験（基礎級、3級、2級）については、優先的に中央技能検定委員会において検討し、必要に応じて試験問題等の見直しを行う。

※指定試験機関が実施する職種についても、指定試験機関に対し試験問題の見直しの検討を指示する。

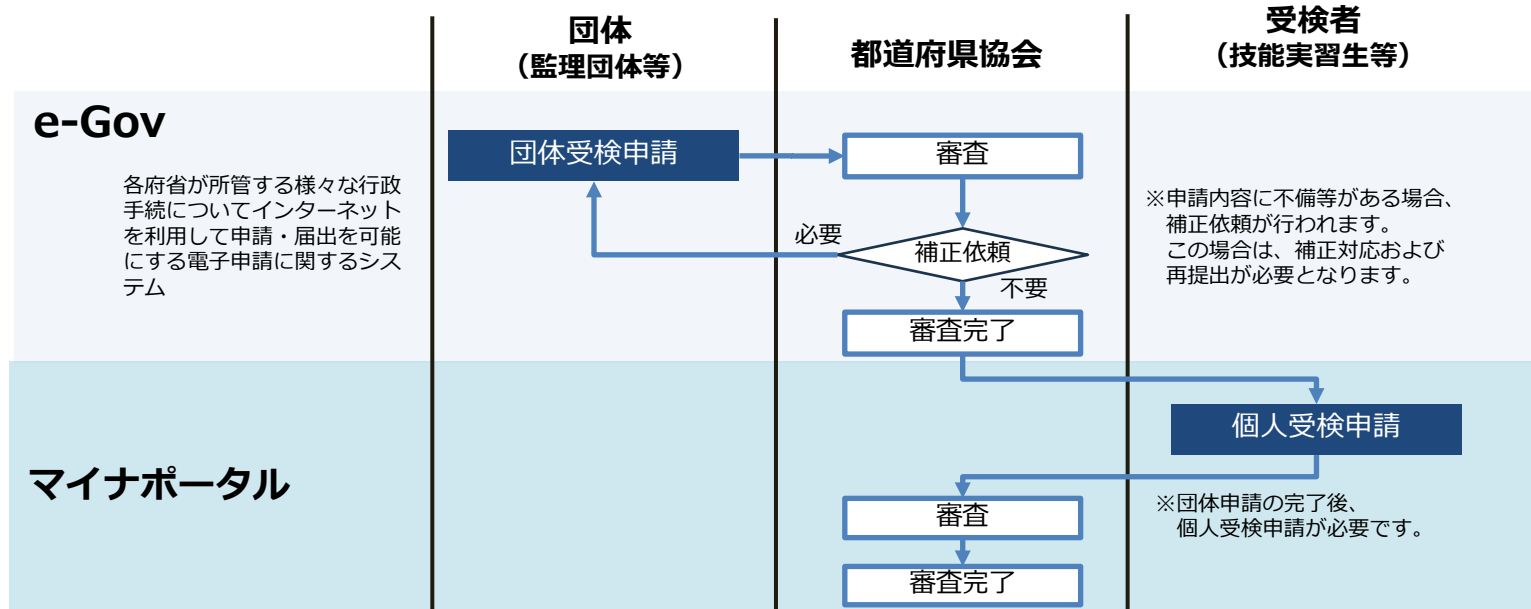
技能検定制度に係る手続きのオンライン化に向けた取り組み

- 国家資格等は、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、手続きをオンライン化することが求められている。
- デジタル庁と連携し、全職種・全等級でオンラインによる受検申請ができる環境を整備していく。

国家資格等情報連携・活用システム等との連携

- 医師、歯科医師等の約30の社会保障等に係る国家資格等は、資格管理者等が共同利用できる**国家資格等情報連携・活用システム**の開発・構築を行い、**マイナンバーカード・マイナポータルを活用し手続きをオンライン化・デジタル化する。**
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日）】
- 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大を図るとともに、国・地方全体での事務の効率化・合理化を図る観点から、都道府県経由事務の廃止を推進する。また、**技能士資格情報**や技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードの**オンライン・デジタル化に徹底して取り組む。**
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日）】
- 現在、オンライン申請が可能なのは、一部の職種・等級・都道府県に限られており、今後、国家資格等情報連携・活用システムの改修状況を踏まえつつ、全職種・全等級でオンラインによる受検申請ができる環境を整備していく。

（参考）電子申請を使用した団体受検申請全体の流れ



參考資料

技能実習評価試験の試験実施者一覧

分野	職種名	試験実施者
農業	耕種農業	一般社団法人全国農業会議所
	畜産農業	
漁業	漁船漁業	一般社団法人大日本水産会
	養殖業	
設 建	建設機械施工	一般社団法人日本建設機械施工協会
食品製造	缶詰巻締	公益社団法人 日本缶詰びん詰り食品協会
	食鳥処理加工業	一般社団法人日本食鳥協会
	加熱性水産加工食品製造業	全国水産加工業協同組合連合会
	非加熱性水産加工食品製造業	
	牛豚食肉処理加工業	公益社団法人全国食肉学校
	そう菜製造業	一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構
	農産物漬物製造業	全日本漬物協同組合連合会
	医療・福祉施設給食製造	公益社団法人日本メディカル給食協会
	繊維・衣服	紡績運転
織布運転		日本綿業技術・経済研究所
たて編ニット生地製造		日本経編協会
下着類製造		一般社団法人日本ホテイファッション協会
カーペット製造		日本カーペット工業組合
座席シート縫製		一般社団法人 日本ソーイング技術研究協会
タオル製造		一般財団法人 日本タオル検査協会

分野	職種名	試験実施者
金属 機械	アルミニウム圧延 ・押出製品製造	一般社団法人日本アルミニウム協会
	金属熱処理業	一般社団法人日本金属熱処理工業会
その他	印刷	全国グラフィア協同組合連合会
	溶接	一般社団法人日本溶接協会 一般財団法人日本海事協会
	陶磁器工業製品製造	一般財団法人日本陶業連盟
	自動車整備	一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
	介護	一般社団法人シルバーサービス振興会
	クリーニング	一般社団法人日本リネンサプライ協会
		一般社団法人クリーンライフ協会
	コンクリート製品製造	一般社団法人全国コンクリート製品協会
	宿泊	一般社団法人宿泊業技能試験センター
	RPF製造	一般社団法人日本RPF工業会
	鉄道施設保守整備	一般社団法人日本鉄道施設協会
	ゴム製品製造	一般社団法人日本ゴム工業会
	鉄道車両整備	一般社団法人 日本鉄道車両機械技術協会
	木材加工	一般社団法人全国木材組合連合会
	社内検定型	空港グランドハンドリング
鴻池運輸株式会社		
	ボイラーメンテナンス	三浦工業株式会社

専門家会議における検討結果について (報告)

特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議における検討

○ 専門家会議を計8回開催し、19分野の特定技能評価試験・育成就労評価試験について検討を行った。

【参考規定】

○ 基本方針(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針)

第3の3(2)

育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、…相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。…当該技能水準は…技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

○ 試験方針(特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針)

第3の3(1)特定技能評価試験

実技試験は、製作等作業試験により実施するが、分野所管行政機関において製作等作業試験により実施することが困難と認める場合には、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験により実施することも可能とする。

主な指摘事項と対応方針

1. 特定技能評価試験については、ほとんどの分野で実技試験を判断等試験(注1)により実施しており、技能を正確に測る観点から検討が必要

① 海外で実施する場合も含め、製作等作業試験(注2)を実施する方向で検討すべき

⇒ 自動車整備分野(車体整備区分)、航空分野(航空機整備区分)、林業分野において製作等作業試験を実施する

⇒ 他の分野・業務区分においては、コストや体制の確保の面から現時点で製作等作業試験を実施することは困難

② 製作等作業試験実施が困難な試験についても、計画立案等作業試験(注3)の導入など難易度の適正化を図るべき

⇒ 全ての分野で計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験などを導入する

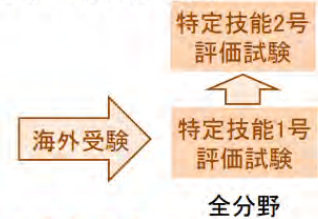
③ 労働安全衛生に関する問題の質を高めるべき

⇒ 全ての分野で試験問題を作成する際の試験委員に、労働安全衛生コンサルタントなどの労働安全衛生の専門家を1名以上選任する

注1) 判断等試験 : 受験者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせるもの

注2) 製作等作業試験 : 受験者に材料等を提供、貸与等して実際に物の製作、組立て、調整等の作業を行わせるもの

注3) 計画立案等作業試験 : 受験者に現場における実際的な課題等を紙面を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせるもの



分野ごとの対応	介護	リネンビルク	サブライ	工業製品製造業	建設	船用工業	造船・整備	自動車	航空	宿泊	運送業	自動車	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	製造業	飲食料品	外食業	林業	木材産業	資源循環
①	-	-	-	-	-	-	○※1	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
②	○	○	○	○	○	○	○※2	○※4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

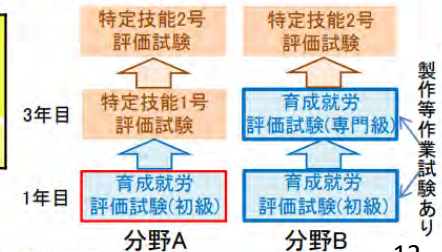
※1 車体整備区分 ※2 自動車整備区分 ※3 航空機整備区分 ※4 空港グランドハンドリング区分

2. 育成就労の3年目の試験に特定技能1号評価試験を設定している分野・業務区分は、少なくとも国内で行う試験は製作等作業試験の実施を検討すべき

⇒ 製作等作業試験を実施している育成就労評価試験(初級)の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる(元案6割)

分野ごとの対応	介護	リネンビルク	サブライ	工業製品製造業	建設	船用工業	造船・整備	自動車	航空	宿泊	運送業	自動車	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	製造業	飲食料品	外食業	林業	木材産業	資源循環
	/	○	○	○※5	/	/	/	/	/	○	/	○※6	○	○	○	○	○※7	○	○	/	○	○

※5 RPF製造区分及び生コンクリート製造区分 ※6 運輸係員区分を除く ※7 飲食料品製造業区分



3. 今般の指摘への対応状況を専門家会議で確認した上で施行する必要がある

⇒ 指摘事項への対応状況は、具体的な試験問題の修正案も含め各試験の開始までに改めて専門家会議において確認・了承を得る

分野	業務区分	主たる技能	対応する技能実習職種	備考(技能実習制度との異同)	議論回
介護	介護	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	④9/9
ビルクリーニング	ビルクリーニング	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	④9/9
リネンサプライ	リネンサプライ	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	⑦10/29
工業製品製造業	機械金属加工	複数	19職種41作業	技能実習職種に加え、 ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造 を主たる技能に追加	⑥10/6
	電気電子機器組立て	複数	10職種23作業	技能実習職種に加え、 ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造 を主たる技能に追加	⑥10/6
	金属表面処理	複数	2職種3作業	技能実習職種同様の育成	⑥10/6
	コンクリート製品製造	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	紙器・段ボール箱製造	複数	1職種4作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	RPF製造	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	陶磁器工業製品製造	複数	1職種3作業	技能実習職種に加え、 排泥鑄込み成形 を主たる技能に追加	⑥10/6
	印刷・製本	複数	2職種3作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	紡織製品製造	複数	6職種15作業	技能実習職種に加え、 製網、染色(捺染) を主たる技能に追加	⑥10/6
	縫製	複数	7職種7作業※	技能実習職種(※)に加え、 カーテン縫製 を主たる技能に追加	⑥10/6
	電線・ケーブル製造	単一	×	新たに 電線・ケーブル製造 (業務区分全般)を主たる技能として設定	⑥10/6
	プレハブ住宅製品製造	複数	9職種12作業	技能実習職種同様の育成	⑥10/6
	家具製造	複数	7職種12作業	技能実習職種に加え、 家具組立て、マットレス製造、家具シート縫製 を主たる技能に追加	⑥10/6
	定形・不定形耐火物製造	複数	×	新たに 定形耐火物製造、不定形耐火物製造 を主たる技能として設定	⑥10/6
	生コンクリート製造	単一	×	新たに 生コンクリート製造 (業務区分全般)を主たる技能として設定	⑥10/6
	ゴム製品製造	複数	1職種4作業	技能実習職種同様の育成	⑥10/6
かばん製造	単一	※	技能実習職種同様の育成(※)	⑥10/6	
建設	土木	複数	10職種16作業※	技能実習職種(※)に加え、 鉄筋継手(圧接) を主たる技能に追加	③6/30
	建築	複数	19職種27作業	技能実習職種に加え、 鉄筋継手(圧接) を主たる技能に追加	③6/30
	ライフライン・設備	複数	5職種8作業	技能実習職種に加え、 電気設備施工 を主たる技能に追加	③6/30
造船・船用工業	造船	複数	12職種22作業	技能実習職種同様の育成	④9/9
	船用機械	複数	14職種26作業	技能実習職種同様の育成	④9/9
	船用電気電子機器	複数	9職種18作業	技能実習職種同様の育成	④9/9

※ タオル製造(工業製品製造業分野縫製区分)、かばん製造(工業製品製造業分野かばん製造区分)、管路更正(建設分野土木区分)については技能実習職種への追加申請中

(注) 表中の「技能実習職種」の語は技能実習2号移行対象職種・作業を指す。

「分野」「業務区分」「備考」欄の赤字は新たに追加するもの(業務区分の追加は切り分けによるものを含み、主たる技能の整備予定は令和7年度時点でのもの)。

「業務区分」欄の緑字は、特定技能2号への移行が可能な業務区分。

「主たる技能」欄の青字は、業務区分全般に係る主たる技能について3年目試験として特定技能1号評価試験を活用するもの。

リネンサプライ分野について、3年目試験についてはリネンサプライ技能評価試験(専門級)から特定技能1号評価試験に訂正。

工業製品製造業分野のプレハブ住宅製品製造区分及び家具製造区分で設定する主たる技能を修正したことに伴い、対応する技能実習対象職種数を訂正。

「議論回」欄の数字はこれまでの専門家会議で議題とした回と日付(②6/16のとき、第2回専門家会議(6月16日開催)で1度議論した業務区分)

分野	業務区分	主たる技能	対応する技能実習職種	備考(技能実習制度との異同)	議論回
自動車整備	自動車整備	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	②6/16
	車体整備	単一	×	新たに車体整備(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑤9/24
航空	空港グランドハンドリング	-	1職種3作業		⑦10/29
	航空機整備	-	×		②6/16
宿泊	宿泊	単一	1職種1作業	技能実習職種の範囲等を見直し、新たに企画・広報業務を追加した宿泊(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑦10/29
自動車運送業	トラック運転者	-	×		③6/30
	バス運転者	-	×		⑦10/29
	タクシー運転者	-	×		⑦10/29
鉄道	軌道整備	単一	1職種1作業	技能実習職種の範囲等を見直し、軌道整備(業務区分全般)を主たる技能として設定	②6/16
	電気設備整備	単一	×	新たに電気設備整備(業務区分全般)を主たる技能として設定	④9/9
	車両整備	単一	1職種2作業	技能実習職種の範囲等を見直し、車両整備(業務区分全般)を主たる技能として設定	④9/9
	車両製造	単一	×	新たに車両製造(業務区分全般)を主たる技能として設定	④9/9
	運輸係員	単一	×	新たに駅係員を主たる技能として設定	④9/9
	駅・車両清掃	単一	×	新たに駅・車両清掃(業務区分全般)を主たる技能として設定	④9/9
物流倉庫	物流倉庫	単一	×	新たに物流倉庫(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑦10/29
農業	耕種農業	複数	1職種3作業	技能実習職種の範囲等を見直し、稲作・畑作、施設園芸、果樹を主たる技能として設定	⑤9/24
	畜産農業	複数	1職種3作業	技能実習職種の範囲等を見直し、家きん、養牛、養豚を主たる技能として設定	⑤9/24
漁業	漁業	単一	1職種9作業	技能実習職種の範囲等を見直し、漁業(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑦10/29
	養殖業	単一	1職種1作業	技能実習職種の範囲等を見直し、養殖業(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑦10/29
飲食料品製造業	飲食料品製造業	複数	7職種8作業	技能実習職種に加え、飲食料品製造業(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑦10/29
	水産加工	複数	3職種10作業	技能実習職種の範囲等を見直し、水産加工品製造、水産練り製品製造を主たる技能として設定	⑦10/29
外食業	外食業	複数	1職種1作業	技能実習職種に加え、外食業(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑤9/24
林業	林業	単一	1職種1作業	技能実習職種同様の育成	③6/30
木材産業	木材産業	単一	1職種1作業	技能実習職種の範囲等を見直し、木材加工(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑤9/24
資源循環	廃棄物処分量(中間処理)	単一	×	新たに廃棄物処分量(中間処理)(業務区分全般)を主たる技能として設定	⑤9/24

(注) 表中の「技能実習職種」の語は技能実習2号移行対象職種・作業を指す。

「分野」「業務区分」「備考」欄の赤字は新たに追加するもの(業務区分の追加は切り分けによるものを含み、主たる技能の整備予定は令和7年度時点でのもの)。

「業務区分」欄の緑字は、特定技能2号への移行が可能な業務区分。

「主たる技能」欄の青字は、業務区分全般に係る主たる技能について3年目試験として特定技能1号評価試験を活用するもの。

「議論回」欄の数字はこれまでの専門家会議で議題とした回と日付(②6/16のとき、第2回専門家会議(6月16日開催)で1度議論した業務区分)

特定技能制度・育成就労制度の分野別運用方針に関する有識者会議の主な御意見と対応

委員の御意見

【技能評価試験について】

育成就労3年目試験については、労働安全衛生に関する理解も含めた技能水準を測るためには、本来は実際に体を動かす製作等作業試験を行うことが有効と考える

製作等作業試験を実施しないことへの対応として計画立案等作業試験を導入するに当たっては、製作等作業試験で測る技能を十分に確認ができるような試験問題とすべき

今後の対応

専門家会議での指摘事項への対応状況は、具体的な試験問題の修正案も含め各試験の開始までに改めて専門家会議において確認・了承を得ることとしており、御指摘の点も踏まえご確認いただく

委員の御意見

【外国人の受入れと共生社会の取組について】

- 特定技能制度及び育成就労制度を始めとした外国人の受入れの議論のみが先行しており、外国人の受入れに関する全体議論が進んでいない

外国人の受入れ・共生に関する全体議論を早急に進めていくべき

- 外国人が地域の一員として共に暮らしていくために多文化共生の取組が必要であるが、マンパワーや財源に限られる地方公共団体の負担が過大となっている

国として多文化共生施策の支援充実を図るべき

今後の対応

- 特定技能制度の適正化及び育成就労制度の円滑な運用開始に向け、本有識者会議において引き続き御議論いただくとともに、現下の情勢に十分に対応できていない制度・施策の見直し等、外国人をめぐる様々な課題については、政府一体となって総合的な検討・対応を行っていく
- 政府において情報連携や財政支援など地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら、関係省庁間で連携し、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組を進める